

付帯メニュー定義書

【特定住宅メーカーオーナー様限定プラン】

日本瓦斯株式会社

付帯メニュー定義書【特定住宅メーカーオーナー様限定プラン(以下「特定住宅メーカープラン」といいます。)](以下「本定義書」といいます。)]は、当社の電気受給約款(以下「本約款」といいます。)]及び買取料金メニュー定義書に基づき計算される電力量料金の割増に関する取扱いを定めたものです。

1.適用期日

本定義書は、2022年4月1日より適用します。

2.適用範囲・条件等

(1)当社は、以下のすべての条件を満たした場合に限り、特定住宅メーカープランを適用します。

- イ 特定住宅メーカーとは、別途、当社にて指定した企業を対象とします。
- ロ 本約款の適用対象で当社が指定する住宅メーカーが施工をした建物を保有するお客さまに適用します。なお、当社指定する住宅メーカーが施工をした建物かどうかについては、当社が指定する住宅メーカー及び当社にて判断を行うものとします。
- ハ 当社の買取料金メニューのスマートエネルギープランを適用するものとします。

(2)(1)にかかわらず、電気の受給開始に必要な情報を提供いただけない等、電気の受給開始に向けた手続きに支障がある場合は、特定住宅メーカープランを適用できないことがあります。

3.割増内容

当社は、2(適用範囲・条件等)に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、以下のとおり電力量料金を割増いたします。

イ 特定住宅メーカープランを付帯する買取料金メニューのスマートエネルギープランの電力量料金単価を1キロワット時1円(税込)割増いたします。

ロ 特定住宅メーカープラン適用後の電力量料金は以下の通りとします。

- ・電力量料金=当該月の受給電力量×電力量料金単価
- ・電力量料金単価は1キロワット時について 9円(税込)

なお、発電場所において、当社が指定する契約種別により当社とガス供給契約または電力供給契約のどちらかを締結している場合は1キロワット時10円(税込)、両方を締結している場合は1キロワット時11円(税込)となります。

4.適用廃止

当社は、お客さまが、2(適用範囲・条件等)を満たさないことが判明した場合には、特定住宅メーカープランの適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1) 電気の受給契約を解約する場合

本約款 30（電気受給契約の消滅）による解約日

(2) (1) 以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日。なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の受給契約を解約した場合は、(1) で定める解約日

5. 本定義書の変更及び廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、本約款 2(約款の変更)に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。